

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和四年埼玉県告示第七百号（仮称）株式会社シタラ興産レガリア一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 件名

（仮称）株式会社シタラ興産レガリア一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和四年七月二十八日（木）十七時から十九時まで

深谷市役所 本庁舎二階会議室二―四

三 事業者の氏名及び住所

株式会社シタラ興産 代表取締役 設楽 竜也

埼玉県深谷市折之口千七百八十八番地一

四 中止の理由

公述の申出がなかったため